

## 第237回 障害者地域生活支援研究会のお誘い

# 「北九州市における障害者差別の 解消に向けた取り組み」 について

“障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例（通称「障害者差別解消条例」）”が平成29年12月20日に施行（一部は平成30年4月1日施行）されました。

今回は、条例の概要や今後の取り組みなどについて、保健福祉局障害福祉企画課より説明します。

また、北九州市障害福祉団体連絡協議会（障団連）においては、条例の制定に向けてプロジェクトチームを編成するなど、自主的な検討を重ねてられました。そこで、同協議会からは、条例に対する期待や今後の展望などについてお話しいただきます。

皆様のご参加をお待ちしております。どうぞ宜しくお願いします。

【発言者】 秦 勝彦 氏（北九州市保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課 差別解消法担当係長）  
林 芳江 氏（北九州市障害福祉団体連絡協議会 副会長）

【進 行】 西坂 七恵 （北九州市障害者基幹相談支援センター 副センター長）

日 時： 平成30年3月15日(木) 18:30~20:30

会 場： 総合保健福祉センター(アシスト21) 2階講堂  
(小倉北区馬借1-7-1)

参加費： 無 料

◎障害のある人で、情報保障（手話、要約筆記等）が必要な場合は事前にお知らせください。

◎事前に参加申し込みは必要ありません。

◎駐車場は夜間・休日急患センター利用者用の  
駐車場になっている為、近隣駐車場のご利用を  
お願いいたします。

【お問い合わせ】

北九州市障害者自立支援協議会

(事務局)

北九州市障害者基幹相談支援センター

北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた 6階

TEL:093-861-3045 FAX:093-861-3095